

川西市における子どもの居場所への支援活動に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市における子どもの居場所の開設又は運営をしようとする団体に対し、必要な経費の一部を補助することについて川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40条）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、第4条の対象事業に対して必要となる経費に対し補助を行うことにより、川西市の子どもたちが安心して利用できる地域の居場所づくり及び子どもたちの健全な成長を支えることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども食堂 地域における居場所づくり又は子育て支援を目的に、無償又は実費程度の額で食事（食品）を提供するものであって、概ね月に1回以上（春休み、夏休み、冬休み等の長期休暇に集中して開催する場合は、概ね週に1回以上）、定期的に開催するものをいう。

(2) 学習支援 地域における居場所づくり又は子育て支援を目的に無償又は実費程度の額で学習する場を提供するものであって、概ね月に1回以上（春休み、夏休み、冬休み等の長期休暇に集中して開催する場合は、概ね週に1回以上）、定期的に開催するものをいう。

(対象事業)

第4条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、川西市における子どもの居場所への支援活動のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 子ども食堂（子ども食堂の開設を目的としたフードパントリーを含む）の開設又は運営

(2) 学習支援の開設又は運営

(補助事業者)

第5条 この要綱による補助の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、対象事業を実施する者であって、かつ、次に掲げる要件全てを満たすものとする。

(1) 活動目的が、地域における子どもの居場所づくり及び居場所の確保であること。

(2) 組織及び運営に関する会則、規約、営業許可等により、団体の構成が把握できること。

(3) 事業を継続して実施できる体制が整っていること。

- (4) 活動実績が1年以上あること又は1年以上の継続性が見込まれること。
- (5) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (6) 団体の活動が営利事業、政治的・宗教的活動を目的としていないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体ではないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、別表に定める経費とする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、予算内の範囲内で、次に掲げるとおりとする。ただし、開設支援に関する支援は開設時の1回のみとし、運営支援に関する支援は各年度につき1回のみとする。

- (1) 子ども食堂 開設支援 一律 上限5万円
- (2) 子ども食堂 運営支援 一律 上限6万円
- (3) 学習支援 開設支援 一律 上限1万円
- (4) 学習支援 運営支援 一律 上限3万円

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 川西市における子どもの居場所への支援活動(子ども食堂・学習支援)補助金申請書(様式第1号)
- (2) 川西市における子どもの居場所への支援活動(子ども食堂・学習支援)収支予算書(様式第2号)
- (3) 川西市における子どもの居場所への支援活動(子ども食堂・学習支援)補助金請求書(様式第3号)
- (4) 団体の会則、規約又は営業許可証の写しの資料 一式
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の書類の提出があった場合はその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは速やかに通知するものとする。

(安全管理等)

第10条 補助事業者は、対象事業の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 開催時は、常時現場に責任者を配置すること。

- (2) 安全性及び衛生管理に十分注意すること。
- (3) ボランティア行事保険の加入等子ども及び従事者の安全確保に努めること。
- (4) 対象事業を実施する上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。対象事業終了後も同様とする。
- (5) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育、その他政治活動を行わないこと。
- (6) 特定の宗教のための宗教教育その他宗教活動を行わないこと。
- (7) 施設利用に当たっては所定の手続を行い、当該施設の利用規定に従うこと。
- (8) 事故等が発生した場合は補助事業者の責任で対処すること。

(実施報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度の末日又は対象事業終了後1月を経過した日までに、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 川西市における子どもの居場所への支援活動(子ども食堂・学習支援)事業報告書(様式第4号)
- (2) 川西市における子どもの居場所への支援活動(子ども食堂・学習支援)収支決算書(様式第5号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(失効規定)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

補助対象経費

子ども食堂 （子ども食堂開設を 目的としたフードパ ントリーを含む。）	開設支援	事業開始に必要な備品購入費、消耗品費、修繕費 その他市長が認めた経費
	運営支援	運営に必要な食材費、消耗品費、光熱水費、印刷 製本費、保険料、賃借料、会場使用料、食品衛生 責任者講習受講料、燃料費、ボランティア交通費 その他市長が必要と認めた経費
学習支援	開設支援	事業開始に必要な備品購入費、消耗品費、修繕費 その他市長が認めた経費
	運営支援	運営に必要な食材費、消耗品費、光熱水費、印刷 製本費、保険料、賃借料、会場使用料、燃料費、 ボランティア交通費その他市長が必要と認めた 経費

備考 人件費は補助対象経費に含まない。